

会 議 録

会議の名称	令和7年第1回定例会 和泉市例規等審査委員会
開催日時	令和7年1月29日(水)午前9時30分から午前11時まで
開催場所	和泉市役所 3階庁議室
出席者	【例規等審査委員会委員】 (委員長)吉田副市長 (委 員)森吉副市長、並木参与、前田市長公室長、土本総務部長、山崎環境産業部長、西川福祉部長、東教育・こども部長、門林政策企画室長、奥人事課長、左海財政課長 【事務局職員】 (総務管財室)西川室長、高垣課長、中川総括主幹、澤田総括主査、上野主事 【担当課職員】 (政策企画室)門林室長、赤松課長、古藤総括主査 (学校教育室)仲谷課長、日美主幹 (こども未来室)西角室長、北野課長、樋上課長、堀田総括主幹
会議の議題	1 審査案件 (1)和泉市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例制定 (2)和泉市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正 (3)和泉市認定こども園に関する条例制定 2 報告案件 (1)和泉市職員の給与に関する条例等の一部改正 (2)和泉市手数料条例及び和泉市建築基準法施行条例の一部改正 (3)刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定<検察協議後> (4)和泉市生活環境の保全等に関する条例の一部改正<検察協議後> (5)和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正 (6)和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 (7)和泉市附属機関に関する条例の一部改正
会議の要旨	・令和7年第1回定例会に提案する条例案について審査を行った。 ・令和7年第1回定例会に提案する条例案で、軽易なものについて報告を行った。
会議録の作成方法	☐全文記録 ☒要点記録
記録内容の確認方法	☐会議の議長の確認を得ている ☒出席した委員全員の確認を得ている ☐その他()
その他の必要事項	会議非公開

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
	1 審査案件 （１）和泉市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例制定
吉田委員長	担当課から、条例案について補足説明があればお願いする。
政策企画室	本条例は、条例等により書面による手続を求めている場合であっても、例規の改正手続を経ることなく、オンラインによる手続を可能とするものであるが、各部局に対しては、本条例を制定することにより、手続のオンライン化に対応するかの意向及びその理由について照会を行った。 当該照会については、集計途中であるが、申請、決定通知、縦覧及び作成の４手続に関して、書面による手続を求める業務数については、条例で定めるものが３４業務、規則等で定めるものが１５２業務であり、移行を希望しない主な理由として、件数が少ない、対面での対応が必要、実装手段がわからないなどがある。 今後は照会結果を参考に、業務のフルデジタル化に繋げていきたいと考えている。
吉田委員長	事務局から事前に確認した事項があれば、説明をお願いする。
総務管財室	事務局から２点確認した。 １点目は、処分通知や縦覧等に係る情報通信技術の活用の今後の展開はどのようなものとなるのかという点である。 担当課の回答は、条例制定に当たり、担当課が所管している業務について、申請だけでなく処分通知や縦覧等についてもオンライン化の意向調査を行っており、引き続きオンライン化対応を進めていくとともに、並行して現在子育て支援・高齢者支援・障がい者福祉分野で取り組んでいるフルデジタル化の検討において、オンラインによる処分通知等の仕組について検討を進めているとの回答である。 ２点目は、周知期間が短い、もう少し期間が必要でないかという点である。 その回答として、手続の手法について、従来の手法に加え、情報通信技術を活用した方法でも行えるようにするものであり、市民等に不利益を与えるものではないため、長期の周知期間は不要と判断したと回答をいただいている。
吉田委員長	この審査案件について、質問等あるか。
左海委員	資料中の条例制定の背景の箇所で、デジタル手続法が令和元年５月３１日に公布されており、現在フルデジタル化に向けて取り組んでいる中で、これまで９０業務がオンライン手続としてきたが、さらに増やすべく、条例制定に踏み切ったものと承知している。

	令和元年に法改正が行われていることから、他自治体において既に条例制定が行われていると思われるが、他自治体の制定状況を伺いたい。
政策企画室	オンライン化条例の制定状況であるが、府内43市町村中、6団体が未制定である。現時点まで各課へのヒアリングや実装支援を行い、オンラインでも手続可能な業務を90業務まで拡大した。 法律の制定に伴うオンライン化の対応に注力していたため、条例制定について今のタイミングとなった。 本条例の制定により、個別の条例上の規定を理由として、オンライン化に未対応であった業務をオンラインで行う上での、法的な問題が解消する見込みであり、今後は申請後の審査、給付などの一連の作業をデジタル化する必要性があることから、今般通則条例を制定しようとするものである。
左海委員	上述の6団体とは、和泉市を含めて6団体という認識で問題ないか。
政策企画室	その認識で問題ない。
東委員	本条例制定により、縦覧も電子化できるとの認識であるが、庁前掲示を行っている紙媒体の告示について、オンライン化する予定はあるか。また、今後は年間100件以上の手続をオンライン化していくとのことだが、現在物理的にオンライン化可能だが、オンライン化できていない事務がどの程度あるのか。
総務管財室	市が紙媒体で行っている告示は、本条例で規定する縦覧に該当する認識である。 したがって、本条例の制定後はオンラインによる掲示も可能になると認識しているが、具体的な時期や方法については、今後検討が必要である。 大阪府においては、ホームページで条例公布等を行っているが、システム導入のコストや煩雑な手続が必要になることから、オンライン化による効果も踏まえて、検討を進める必要がある。
吉田委員長	具体的にいつまでに検討するのか。
総務管財室	令和7年度に検討を行う予定である。
政策企画室	オンライン化可能な業務は210件あり、オンライン化希望の業務は60業務である。令和6年度中に、オンライン化希望の60業務のヒアリングを実施し、残りの150業務については、令和7年度中にヒアリングを実施する予定である。

吉田委員長	件数が少ないことが、オンライン化できない理由として適切であるか。
政策企画室	最終的には、件数が少ないものについても、オンライン化による効果が大きいものについては、オンライン化を呼びかけていく必要があるとの認識である。
吉田委員長	件数の多寡ではなく、別の基準を設けて徹底的にオンライン化を推進すべきではないか。
政策企画室	極端に数が少ないものよりも、数の多いものを優先的にオンライン化し、事務の効率化を図りたいと考えている。 最終的には、数の少ない事務についても、オンライン化に着手する予定である。
吉田委員長	本委員会で委員から指摘のあった点を念頭に準備を進めるように。 この案件の審査は、以上とする。
吉田委員長	(2)和泉市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正 担当課から、条例案について補足説明があればお願いします。
学校教育室	補足説明はない。
吉田委員長	事務局から事前に確認した事項があれば、説明をお願いします。
総務管財室	総務管財室から3点確認した。 1点目は、ガイドラインでは中立性・公平性を持った調査組織とすべきとのことだが、人選はどのように行うのかということである。 担当課としては、法律、医療、教育、心理、福祉等の専門的知識及び経験を有し、かつ直接の人間関係又は特別の利害関係がない公平・中立的な専門家の推薦を職能団体や大学、学会に依頼し、委嘱するとの回答である。 2点目は、いじめ防止対策委員会からいじめ重大事案の調査審議の事務を削るが、委員会の名称は変更しなくても良いのかという点である。 担当課としては、いじめ防止対策委員会に残る担任意務は、「いじめの防止等のための調査及び助言を行う」であることから、名称と担任意務の齟齬はなく、変更は必要ないと考えたとの回答である。 3点目は、いじめ重大事態の調査主体（学校組織orいじめ問題調査委員会）の割振りはどういう基準に基づき行うのかという点である。

	担当課としては、事案の内容を市長も参加する総合教育会議にて意見交換した上で、教育委員会にて決定するもので、具体的には、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、いじめ問題調査委員会において調査するとの回答である。 資料2ページのフロー図において、左側「新」の方で、教育委員会から下に分岐している学校におけるいじめ対策組織で審議するのか、和泉市いじめ問題調査委員会で調査・審議するのかという割り振りを教育委員会で行うが、どのような基準で割り振りを行うのかを確認させていただいたところである。
吉田委員長	この審査案件について、質問等あるか。
門林委員	昨年の条例改正で、臨時委員を設けたという認識であるが、臨時委員では委員長を設置することができないため、運用面で不都合があるのではと感じていたが、今般別組織を設置することで、委員会として機動しやすくなるものと考えている。 本条例第18条で、重大事案ごとに附属機関を設置すると規定されているが、事案ごとに置くということは、複数の附属機関内で委員が重複することはないという認識でよいか。 また、第18条の附属機関の設置について、こういった形で委員に委嘱するのか。
学校教育室	附属機関は、事案ごとに推薦依頼を行い、それぞれの附属機関ごとに委員を委嘱するものである。
門林委員	複数の委員会が設置された場合に、同一の人物が委員を兼ねることはあるのか。
学校教育室	委員を兼ねることはない。
東委員	委員に医師が含まれる必要があったり、弁護士と心理士が含まれていれば医師は必要ないケースが考えられ、事案に応じて必要となる委員の属性が異なるから、各委員会ごとに委員が異なるということか。
学校教育室	事案ごとに職能団体に推薦を依頼し、委員会が終了すれば、委員の任を解くものであり、同一の学校で2事案発生した場合には、それぞれ委員会を組織し、適切な委員を任命するものである。
吉田委員長	複数の委員会の委員を兼ねることは無いとのことであるが、どうして無いと言えるのか。

	人材がそこまで豊富でない上、和泉市として一定の統一性を持たせるという意味では、委員を兼ねることに合理性があるように思われる。
学校教育室	今般いじめ問題調査委員会を設置するのは、中立性・公平性を担保するために、第三者機関で調査すべきであると判断されたときには、和泉市の状況を把握している人物に委員を担ってもらうよりも、全くの第三者を職能団体に依頼するものである。 職能団体が、同時期に複数の事案に対して、同一の人物を推薦してきた場合には、複数の委員会では委員を兼ねることは起こりうるが、一つの事案に労力がかかなり必要なことや複数の委員を兼ねることで、混乱するおそれがあることから、多くは各職能団体が異なる人物を推薦されるものと想定している。 また、職能団体が委員として推薦してきた人物を委員に委嘱しないことは基本的にないものと考えている。
奥委員	同一人が複数の委員を兼ねることが基本的に無いという前提であれば、本条例第20条第3項と第22条第2項の内容が重複するため、第22条第2項の規定は不要ではないか。
学校教育室	委員ご指摘のとおりである。 法制担当課と協議の上、修正を検討する。
門林委員	基本的には、必要ないが、起こり得る可能性を考慮して、あえて第22条第2項を設けているとも考えられるが、認識を確認したい。
総務管財室	委員就任時には、関係を有していなかったが、委員就任後に関係を有した場合を想定して、第22条第2項を規定した。 いただいたご意見を踏まえて、担当課と協議の上、決定した内容を追って共有する。
吉田委員長	委員会の独立性を担保したいということであれば、兼務はできないとした方が、合理性があるのではないか。方針の説明と条例の規定との整合性に問題はないか。
学校教育室	事案の調査の時期が重複していなければ、複数の委員会では同一人物が委員を兼ねることは問題ない認識である。
吉田委員長	実現したい方針が、条文の中に反映できているか。 また、実現したい方針は、現状で問題ないのか。
奥委員	専門性や継続性に鑑みると、複数の事案を兼任してもらう方が、効果が大きいというこ

	とはないか。
学校教育室	第三者委員会に求められるのは、専門性や継続性よりも、中立性や公平性である。 職能団体から推薦された人を委員に委嘱しないことは、基本的にないものと考えている。
東委員	職能団体がすでに委員となっているものを委員として推薦してきた場合に、どのように取り扱うのかについて、方針を明確にすべきではないか。
学校教育室	職能団体が、同一人を委員として推薦しないことを条例上に明文化するか、運用の中で依頼する際に、必ず同一人を推薦しないことを求めるかについて、検討したい。
吉田委員長	意見を参考に法制担当課と協議の上検討願いたい。
前田委員	条例で委員の兼務を禁止するのは、難しいのではないか。
並木参与	結果として、兼務になった場合にでも、中立・公平に調査が確実に遂行できるということであれば、担当課としては兼務を認めても支障ないという見解か。 調査委員会に求める役割を再確認し、担当課でどのように運用していくかを検討・決定した上で、条例の内容に影響するのであれば、法制担当と再度協議し、修正すべきである。 どのような運用を行っていくのかを再度検討願いたい。
森吉委員	第三者委員会を設置しなければならない事案が今後多く発生することが想定される中、個々の事案ごとに委員会を設けることは効果的と思われる。 複数委員会を設置しなければならない事態に備えて、委員について、兼任ができるように、ある程度柔軟に運用できるようにしておくべきではないか。
吉田委員長	委員のご意見を踏まえて、運用面を再度検討し、その上で法制担当課と条文を協議するようにお願いしたい。 併せて、その結果については、委員に後日共有するように。
奥委員	いじめ防止対策委員会が実施されるのは、具体的にどのような時か。 委員会に諮問などを行うことがあるのか。
学校教育室	定例で年2回実施している。 教員向けのいじめ防止のための研修を行ったり、いじめ防止に係る必要な取組等についての助言をいただいて、その上で防止のための取組を行っている。

奥委員	いじめ防止対策委員会は、教育委員会の附属機関であるのか。
学校教育室	委員の認識のとおりである。
前田委員	対策委員会の委員構成は、今回の資料では割愛されている部分であるが、学識経験者と臨床心理士とその他認めるものと規定されている。 一方、今回新たに設ける調査委員会では、委員構成が第1号から第5号まで規定されており、医師等が委員構成として増えている。 対策委員会の委員構成を臨床心理士に限定している一方で、調査委員会の委員構成は、心理又は福祉の分野に精通する者と規定しているのは、違和感がある。 心理に関係する資格は、臨床心理士だけでなく、公認心理師などもあることから、今般の改正と併せて、対策委員会の委員構成の範囲を拡大してはどうか。
学校教育室	いじめ防止対策委員会は、いじめ防止等の施策について助言をいただくという点で、より高い専門性を要求しているため、有資格者に限定している。 調査委員会の委員構成では、心理又は福祉の分野に精通する者としているのは、ガイドラインの規程や他例規等を参照し、検討したものである。
前田委員	ガイドラインに則って調査委員会の委員構成を規定するが、対策委員会の委員構成については、改正する予定はないということか。
学校教育室	いじめ防止対策委員会について、学識経験者や臨床心理士は、実際に委員として任命してきた。市全体のいじめに係る施策の意見をいただく上では、臨床心理士と限定的に規定するのが望ましいと考えている。 調査委員会の委員構成として、臨床心理士に限定した場合、職能団体に依頼しても、当てはまる人物がないことが想定されるから、臨床心理士に限定していない。
土本委員	いじめ防止対策委員会の委員構成について、範囲を広げる選択肢もあると考えていたが、上述の理屈であれば、範囲を拡大しないことも納得がいく。
吉田委員長	それぞれの委員会で、目的に適した委員を選任していくべきである。 和泉市全体として、各附属機関で目的にあった委員を選任しているのか精査する必要があるのではないか。
前田委員	提案理由の冒頭部分で、ガイドラインについて言及しているが、定めた主体が不明であ

	るため、表現を工夫する必要はないか。
学校教育室	ガイドラインは、文部科学省が定めたものである。 提案理由の表現について、修正を検討したい。
山崎委員	フロー図中の教育委員会の法第28条第1項による調査主体の判断の下部のところで、旧と新の図で、附属機関による調査と教育委員会附属機関による調査とに書き分けているように思われるが、その理由は何か。
学校教育室	新旧ともに、教育委員会の附属機関である。
土本委員	当該箇所について、もともとは下部に市長の附属機関であるいじめ問題再調査委員会が記載されているため、いじめ問題防止対策委員会が教育委員会の附属機関であることを強調するために記載したとの認識でよいか。
学校教育室	ご認識のとおりである。
山崎委員	その趣旨であれば、「新」の図のいじめ問題調査委員会についても、教育委員会の附属機関であることを記しておく方が、分かりやすいと思われる。
土本委員	本条例は、第1条で和泉市いじめ問題対策連絡協議会、和泉市いじめ防止対策委員会及び和泉市いじめ問題再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めており、今回の改正は、和泉市いじめ問題調査委員会を加えるものであるから、第1条の改正が必要ではないか。
学校教育室	ご指摘のとおりであるため、修正を行う。
吉田委員長	委員からの意見を踏まえて、調整願う。また、その結果について、委員に共有願う。 この審査案件については、以上とする。
吉田委員長	(3) 和泉市認定こども園に関する条例制定 担当課から、条例案について補足説明があればお願いする。
こども未来室	和泉市認定こども園条例について、1点補足説明させていただく。 配布の参考資料の預かり保育の箇所である。 預かり保育とは、幼稚園や認定こども園の幼稚園部分に通う子どもを、通常の保育時間

	以外に預かるサービスであり、幼稚園部分における延長保育のことである。 現在、和泉市の公立幼稚園では、預かり保育を実施していないが、今般認定こども園化するに当たり、現在の保育園における延長保育に準じる形で、サービス拡充しようとするものである。 参考資料の中で、現在の公立保育園での延長保育の料金体系を記載している。 保護者の就労時間に応じて、短時間認定と標準時間認定の2種類の利用形態がある。 短時間認定の場合、午前9時から午後5時までが基本時間となっており、午前7時から午前9時までと、午後5時から午後6時30分までが延長時間となり、日額100円となっている。この100円という金額については、標準時間認定の場合には必要ない。 午後6時30分以降に利用すると、短時間認定と標準時間認定はともに、日額300円が必要になる。 その下で、認定こども園における1号幼稚園部分の児童と預かり保育の料金の案を示している。保育園の短時間認定の料金をベースとしており、平日では、午後3時から午後5時までを450円と設定し、それ以外の時間は短時間認定の延長保育と同額とし、100円プラス450円プラス300円の最大日額850円で検討している。 450円の根拠は、国の幼児教育保育の無償化の制度として、1号幼稚園部分の保護者が就労しているなど、保育の必要性がある場合に、日額450円を上限とした補助があることによるものである。 保育の必要性がある方は、午後3時から午後5時までは、実質無料で利用できる予定である。 その下の夏休みなどの三季休では、加えて午前9時から午後3時までの料金設定が必要になることから、④として日額400円と設定し、上述の850円に、400円を加えた最大1,250円とする方向で進めている。 400円という金額の根拠は、平成27年に国の子ども子育て支援新制度が開始してからは、公立幼稚園は所得に応じた保育料になったが、新制度が始まる以前の和泉市立幼稚園の保育料は月額一律1万円であったことから、25日換算で、日額400円という金額に設定しようとするものである。 なお、当該利用料の設定をもう少し高くすることも検討したが、徴収の対象となるのは、北松尾の場合には30人程度、北西部の場合でも45人程度であり、大きな歳入効果が見込めないため、それならば利用しやすい料金に設定することで、2号や3号の保育を希望する人でも、1号の保育の対象となり、預かり保育料は発生するが、選択の余地を広げることが好ましいと判断したところである。
吉田委員長	事務局から事前に確認した事項があれば、説明をお願いします。
総務管財室	事務局から1点確認した。

前田委員	施行期日は「規則で定める日から」となっているが、4月1日以外の期日での施行はあり得るのか。 担当課の回答としては、認定こども園化のための主要な工事は令和8年3月末に完了予定だが、不測の事態にも対応できるよう、期日が確定次第、教育委員会規則で定めるものであり、この考え方は昨年教育センターと同じで、議会に対しても同様に答弁している。 なお、期日については、原則4月1日で想定しているということである。 第2条本文について、定員は定めていないから、除く必要があるのではないかと。 また、第3条第1項かっこ書きで「その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額」とあり、使用料の上限を定めているが、和泉市立幼稚園条例では、このかっこ書きの保育に相当する部分が教育とされているが、今般の条例制定では、保育という表現で問題ないか。 加えて、第3条第2項中の「通常の保育時間」や「通常の教育時間」という表現について、法律で用いられているから定義なしで使用できるのか、条例の中で定義が必要であるのかを伺いたい。
こども未来室	第3条第1項のかっこ書きの「現に保育に要した費用」の部分について、教育を含めなくてもいいのかという指摘について、改めて確認する。 また、第3条第2項の「通常の保育時間」という用語について、現在の和泉市保育所条例においても、条例中で定義付けなく用いていることから、今般の改正においても定義付けは不要と考えている。
吉田委員長	今後も同様に定義付けすることなく、同様の用語を条例の中で用いる方針か。
こども未来室	法制担当課と協議し、方針について再検討する。
左海委員	名称について、北松尾保育園と北松尾幼稚園であったものを今般「和泉市立北松尾こども園」とし、認定こども園を設置するものであるが、この名称に決定した経緯は。 例えば、北松尾をひらがなで表記することや、いぶき野に位置することから「いぶき野こども園」とすることも考えられる中で、今回の名称に決定した理由は何か。
こども未来室	北松尾保育園と北松尾幼稚園を合併して、認定こども園を設置することから、漢字の北松尾をそのまま使用し、今般の名称決定に至ったところである。 また、シンプルでこども達にも親しみやすい名称であることから、「和泉市立北松尾こども園」が適当と考えている。

左海委員	名称を決定するにあたって、委員会に諮問する等の必要はないのか。 教育委員会で決定し、条例で定めればそれで足りるのか。
こども未来室	名称の案を公募する方法も考えられるが、今回に関しては合併する幼稚園及び保育園がそれぞれ和泉市立北松尾とのみ付いた名称であり、こども園の名称を考える余地がなかったことから、公募等を行うことはしなかった。 北西部等で他のこども園の設置を検討する際には、名称の公募等が必要であると考えている。
門林委員	資料2ページの表について、下部の預かり保育の料金のところで、平日と三季休とあるが、グラフの延長保育③のしたの料金が②日額450円となっており、さらにその下部の料金設定の箇所です午後3時から午後5時までの延長保育が日額450円と記載があることから、グラフの意味が理解できたが、少し分かりやすく表現する工夫はできないか。 附則の経過措置について、「この条例の施行の際現に、」の読点の位置について和泉市の例規集を確認したところ、読点は「際」の後に入れているものがあるため、そのようにするかあるいは必要ないのではないか。
こども未来室	委員の指摘を踏まえ、法制担当課と協議の上、改めて検討する。
西川委員	現在無償化の制度によって、実際には延長保育料は負担の必要はないと認識しているが、資料2ページの三季休の午前9時から午後3時までの延長保育に係る400円という金額は、1か月預けた際必要な保育料を時間分で積算したものか。
こども未来室	平成27年の新制度が始まる前の、月額保育料1万円を月25日の利用料として、1日分を積算したものである。
西川委員	450円という金額は、補助が出ることから、実際の負担はないものであるか。
こども未来室	委員の認識のとおりである。
西川委員	保護者が就労している場合で、午前7時から預ける場合は、①日額100円については、支払う必要があるということでしょうか。
こども未来室	委員の認識のとおりである。 ①日額100円を無償にすることも考えられるが、保育園の短時間認定を受けた場合よりも低い金額になってしまうため、料金の均衡に鑑みて無償にはしない。

西川委員	現在2号、3号児童の預かり保育は、民間と同一の金額であると認識しているが、1号の預かり保育については、民間と比較して金額は同程度であるか。
こども未来室	民間の方が、料金が高いところが多いと認識している。
西川委員	保護者が就労していて、2号及び3号児童の認定を受けずに、1号の預かり保育で預けた場合に料金の負担が必要になるのは、不公平ではないかと感じたが、担当課の説明を受けて保護者に100円の負担を求めることについて理解できた。
左海委員	他の自治体と比較して、特段利用料が高額であったり、あるいは少額であれば、問題があるように感じるが、その点について伺いたい。
こども未来室	堺市と泉大津市は、和泉市より高額であり、岸和田市は和泉市より少額である。 岸和田市に関しては、料金は安いですが、1号幼稚園部分の預かる時間が最大でも午前8時30分から午後6時までとなっており、少し短い時間設定となっている。
左海委員	和泉市が特段高いということではないということか。
こども未来室	委員の認識のとおりである。
吉田委員長	事前のレクの際に、他の自治体との料金の比較表を拝見したが、料金に幅があり、和泉市は中間くらいである。 教育の無償化と関連する政治的判断が含まれ、議会でも教育の無償化全般に関わる議論になることも考えられるため、料金設定の根拠を分かりやすく説明する必要がある。
こども未来室	令和6年6月の一般質問において、2回程度質問を受けた点であり、利用料の無償化については、費用を要すること及び本市においては待機児童が多く、無償化によってさらに待機児童の増加の懸念が考えられることから、積極的に無償化を行うつもりはないという答弁があり、意見交換を十分に行っている認識である。
吉田委員長	本委員会で委員から指摘のあった点を念頭に準備を進めるように。 変更等あれば、委員に共有願いたい。 この案件の審査は、以上とする。
2 報告案件	

吉田委員長	それでは引き続き、レジュメに記載の報告案件について、総務管財室から補足等あれば、説明願う。
総務管財室	1点補足説明を行う。 配布資料の「報告案件一覧」をご覧願いたい。 最終ページの和泉市附属機関に関する条例の一部改正について、久保惣記念美術館に、今般ビジョンが無くなることに伴って、委員会を廃止するが、ビジョンの策定を終えても、進行や管理のために附属機関の担当事務を変更して、附属機関自体は残すという選択肢も考えられるのではないかを担当課に確認した。 担当課の回答としては、和泉市久保惣記念美術館運営ビジョンは具体的な施策ではなく、運営指針を示したものであり、委員会は和泉市久保惣記念美術館運営ビジョン自体の実施状況を評価するものではなく、ほかの各事業が本ビジョンに沿って実施しているかを教育委員会の外部評価や社会教育委員の会議において評価するものであるため、委員会を廃止しても特段支障はないことを確認済である。
吉田委員長	委員会を廃止しても支障がないというのは、廃止する理由として適当であるか。
総務管財室	当該附属機関で進行管理を行わないことを理由に廃止することは妥当であると考える。
吉田委員長	全ての案件は終了したため、これで例規等審査委員会を終了する。

以上